

資料 1

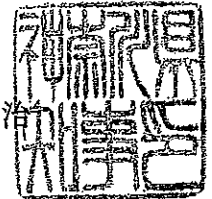
情 公 第 9 号

平成 27 年 10 月 29 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころと  
なる指針の改正について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 47 条の規定に基づき、別添のと  
おり当該指針を改正することについて貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いた  
します。

問い合わせ先

情報公開課個人情報保護グループ 大江

電話 (045) 210-3720 (直通)

## 「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」の一部改正について

### 1 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成 27 年 10 月 5 日に施行され、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、収集・利用・提供等の各場面において一般の個人情報よりも厳格な規制が及ぶこととなったこと、また、事業者における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが国により制定されたことから、特定個人情報について、本指針の対象から除外するものである。

### 2 改正内容

特定個人情報について、本指針の対象外とする。

### 3 施行期日

公告日

(改正後の全文)

## 事業者における個人情報の取扱いに関する指針

### 1 はじめに

- (1) この指針は、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図るため、事業者が、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際によりどころとなるように、神奈川県個人情報保護条例第47条の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で神奈川県が作成したものである。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、同法及び同法に基づき定められた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）が適用されることから、本指針の対象外とする。

また、この指針は、情報処理技術及び通信技術の進展、県民の個人情報保護意識の変化、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び法第8条に規定する指針（以下「各省庁ガイドライン」という。）の改正等に対応して、適宜必要な見直しを行うものである。

- (2) この指針における「事業者」とは、法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者及び各省庁ガイドラインの対象となる事業者以外の事業者とする。
- (3) 次に掲げる用語の意義は、法第2条に定めるところによる。
- ア 個人情報
  - イ 個人情報データベース等
  - ウ 個人データ
  - エ 保有個人データ
- (4) この指針に定められた内容は、法及び各省庁ガイドラインによる規制を上回るものと解釈してはならない。

### 2 個人情報の利用目的の特定等

- (1) 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- (2) 思想、信条、人種その他の特に慎重な取扱いを要する個人情報の取扱いについては、当該事業者が属する分野について定められた各省庁ガイドラインの規定の例による。

- (3) 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。
- (4) 事業者は、原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

### 3 個人情報の利用目的による制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

### 4 個人データの第三者提供の制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

### 5 個人データの適正管理

- (1) 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (5) 個人データの取扱いに従事する者は、業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。
- (6) 保有する必要のなくなった個人データは、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めるものとする。

### 6 保有個人データの開示等

- (1) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を

害するおそれがある場合等を除き、原則として、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。

- (2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- (3) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的による制限に反して取り扱われているという理由又は偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。
- (4) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。
- (5) 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

## 7 責任体制

- (1) 事業者は、この指針に定められた内容の実効性を確保するため、個人情報の管理者を指名するよう努めるものとする。
- (2) 個人情報の管理者は、この指針に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取扱いに係る規程の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

## 8 県の出資団体等の取組

県が出資その他財政上の援助を行う団体は、個人情報の保護に関して県が実施する施策に留意しつつ、他の事業者に率先して、積極的に個人情報の保護に努めるものとする。

